

出先機関改革のアクション・プラン（案）

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

- 1 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的实施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。その際、以下の点に留意しながら進める。

- （１）広域的实施体制の在り方について

広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。その際、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整を行う。

なお、北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。

- （２）事務・権限移譲の在り方について

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。

全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。

- （３）職員、財源に係る措置の在り方について

移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる。

また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を国から移転することとし、税源移譲についても検討する。

- （４）スケジュールについて

平成 24 年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て 26 年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

- 2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(1) 直轄道路

一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受け皿となりうる1の体制が整うまでの間にあっても、国と都道府県・指定都市との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る道路を国と都道府県・指定都市の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、広域的に移動する道路利用者の視点に留意するとともに、関係市町村長の意見を聴く。

(2) 直轄河川

一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受け皿となりうる1の体制が整うまでの間にあっても、国と都道府県との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る河川を国と都道府県の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、河川管理は国民の生命・財産に影響を与えかねないものであることに留意し、住民の生命・財産の保護の責務を有する流域の関係市町村長の意見を聴く。

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国の求人情報等の地方自治体への提供等具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

(4) 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所（ハローワーク）について、上記改革

を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

- 3 2以外の事務・権限については、1の体制が整うまでの間にあっても、地方自治体の意見・要望を踏まえ、事務・権限の移譲を積極的に行う。

(1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については都道府県に移譲する。そのうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け（以下「自己仕分け」という。）において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの（「自己仕分け」結果において「A－a」とされたもの）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成23年6月末までに整理する。

(2) 複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自己仕分け」結果において「A－b」又は「B」とされたもの）については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的に移譲を進めることとし、これらの移譲を円滑に進めるため、地方公共団体からの相談窓口を設ける等所要の体制の整備等を行う。

- 4 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化を行う。

- 5 財源・人員の取扱いについては、事務・権限の地方自治体への移譲を円滑に実施するため、以下のとおり、進める。

(1) 財源の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方公共団体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

(2) 人員の移管等の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双

方の関係者により構成させる横断的な体制を整備

- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を検討・構築（移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等）